

全産廃連発第 140 号  
平成 17 年 5 月 26 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長  
橋詰 博樹 様

社団法人全国産業廃棄物連合会  
会長 國中 賢吉

## 産業廃棄物の適正処理に必要な情報提供義務の明確化について（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

標題につきまして、下記の通り要望いたしますのでご検討の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

産業廃棄物の性状等の情報提供については、廃棄物処理法において既に規定されており、多くの場合、何らかの情報提供が行われています。しかし、排出事業者が産業廃棄物の性状等を正確に把握できていないことも多く、実際に処理施設へ搬入されている産業廃棄物が事前に提供された情報と異なっていることが多いことも明らかになっています。このことが不適正処理や事故・災害の一因になっています。

このような問題を解決するためには、排出事業者が処理業者に産業廃棄物の情報を正確に提供することが有効です。

そこで、排出事業者と処理業者が産業廃棄物の種類、性状、成分、物性、取り扱い上の注意事項等の情報を提供・交換し、適正な処理方法を容易に選択できるようにするために、情報が必要な産業廃棄物の種類や特性、処理する上で必要な情報の項目や提供方法及びタイミングについて提案いたしますので、廃棄物処理委託基準の明確化をご検討くださいますようお願い申し上げます。

添付資料：要望事項

要望理由

別紙 1：廃棄物情報の不足による不適正処理事例

別表 1：有害物質リスト

別表 2：有害特性リスト

## 要望事項

### 1．対象とすべき産業廃棄物

『「別表1(有害物質リスト)」を含む廃棄物又は「別表2(有害特性リスト)」に当てはまる廃棄物』(別表1、2は別添資料参照)。

### 2．情報項目

#### 1)提供年月日

#### 2)産業廃棄物の種類

#### 3)産業廃棄物の数量

#### 4)排出事業者氏名又は名称及び住所

#### 5)産業廃棄物の組成、成分情報

...含有している危険物及び有害物質の有無や、ある場合はその名称と量

#### 6)産業廃棄物の物理的・化学的性状

...対象物の物質としての性状について記載する項目

例：形状、色、臭い、沸点・融点・引火点・発火点、溶解性(水・溶剤等)等

#### 7)産業廃棄物の安定性及び反応性

...加熱や他の物質との接触等により、爆発したり有害性のある物質を発生したりする性質の有無や、ある場合はその内容について記載する項目

例：安定性、混合危険性(処理する際に問題となる特性、発生する有害性のある物質の有無やある場合はその性質)

#### 8)産業廃棄物の有害性

...対象物の持つ人体・動植物への有害性及び生活環境への支障が生じる可能性の有無や、ある場合はその内容について記載する項目

例：発がん性、急性毒性、対象物質の性状変化に起因する大気・水質・土壌への汚染の可能性等

#### 9)産業廃棄物の荷姿

#### 10)発生工程

...産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所、主な原材料・添加物・副産物を記載する項目

#### 11)取り扱う際に注意すべき事項

...処理する上での注意すべき事項、安全対策、異常処置について記載する項目

：下線部は廃棄物処理法で新たに定めていただきたい項目

### 3．情報提供の方法

書面での情報提供を義務づけること(特別管理産業廃棄物の場合は事前に文書で通知することになっている)。

### 4．情報提供の時期

#### 1)新規の委託においては、契約前

#### 2)継続的な委託においては、原材料や製造(排出)工程の変更等により産業廃棄物の性状等が変わる可能性がある場合、その状況や原因をその都度。

## 要望理由

### 1．対象とすべき産業廃棄物について

産業廃棄物であっても危険な特性を有しているものがあり、不適正処理の原因になっています。また、産業廃棄物中の危険物や有害物質に関する情報が十分伝達されないため、適正処理が困難となる場合があります（別紙1参照）。

このようなことから、処理する際に問題となる物質や特性を有している産業廃棄物については、取り扱いに注意を要するため、あらかじめ情報を入手し、処理の可否も含めた適切な対応を講じる必要があります（別表1、2参照）。

このことにより、危険物や有害物質の前処理段階での分離回収や、適正な処理方法の確立を容易に行うことができ、不適正処理による環境負荷の低減や、効率的な経済活動、リサイクルの推進等に寄与できると考えております。

### 2．情報項目について

廃棄物処理法で既に定められている情報提供項目や MSDS の記載項目を基にして、産業廃棄物を適正に処理する上で必要な情報項目を列挙しました。これらの情報が正確に伝達されることにより、適正処理に寄与することができます。なお、これらの記載項目を標準化することで、排出事業者と処理業者の間で、情報交換の煩雑さを軽減できると考えております。

また、危険物及び有害物質の量については、PRTR 法と同様に、法的に測定が義務づけられているものはその結果とし、それ以外のものは推計でも良いと考えられます。

### 3．情報提供の方法について

廃棄物処理法に定める委託基準では、排出事業者は特別管理産業廃棄物の情報をあらかじめ文書にて通知することになっていますが、産業廃棄物の場合は委託契約の中で提供することになっています。産業廃棄物を適正に処理するためには、排出事業者と処理業者の間で、適切な情報提供・確認や、実際の産業廃棄物と情報の一致の確認を行う必要があります。情報を正確に伝達するためには、書面にて情報を提供し、必要に応じて要求したり、変更したりできるようにする必要があります。

### 4．情報提供の時期について

#### (1)新規契約の場合

排出事業者は契約前に情報を提供する必要があります。これにより、処理業者はそれに基づき適切な処理の可否の判断を行うことができます。また、受け入れた産業廃棄物が事前の情報と一致していることを確認することによって、より適正かつ安全に処理を行うことができます。

#### (2)継続的な契約の場合

産業廃棄物は原材料や製造（排出）工程の変化等によって、その性状が変化します。産業廃棄物を適正に処理するためには、正確な情報を把握する必要があるため、性状等が変わる可能性のある時についても情報提供を行う必要があります。



29	オキシベン		( 42 )	
30	クロロフェン		( 77 )	
31	ニッケル化合物		( 232 )	
32	ベンゾリジン=トリクロリド		( 295 )	
33	ベンゼン	Y42	( 299 )	
34	9-メキシ-7H-フ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン (メキソ)		( 343 )	
35	ポリ塩化ビフェニル(PCB)			
36	トリクロロフェン (トリクレソ)	Y41	( 211 )	
37	テトラクロロフェン (四塩化フェソ)	Y41	( 200 )	
38	ジクロロメタン (塩化メソ)	Y41	( 145 )	
39	四塩化炭素 (テトラクロメソ)	Y41	( 112 )	
40	1,2ジクロロエタン (二塩化エソ)	Y41	( 116 )	
41	1,1ジクロロフェン (塩化ビクレソ)	Y41	( 117 )	
42	シス1,2ジクロロフェン	Y41	( 118 )	
43	1,1,1トリクロロエタン (メチルクロホルム)	Y41	( 209 )	
44	1,1,2トリクロロエタン	Y41	( 210 )	
45	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	Y41	( 137 )	
46	テトラメチルウラムジスルไฟド		( 204 )	
47	シマジン (2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン)		( 90 )	
48	チオベンカルブ (N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4 クロロベンジル)	Y41	( 110 )	

：別表1は、下記 ~ のいずれかに該当する物質を網羅した。

バーゼル条約附属書 Y19～45の有害成分を含む廃棄物

PRTR法の第一種指定物質のうち発ガン性クラス1に指定されているもの(特定第一種指定化学物質)

廃棄物処理法における特別管理産業廃棄物の定義のうち、業種指定、廃棄物指定等を外した物質

別表 2 (有害特性リスト)

	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
1	爆発性	固体または液体の物質または廃棄物（またはそれらの混合物）であって、ある温度、圧力のもとでそれ自身化学反応を起こし、大量の熱を発生し、または爆発的に反応が進行するもの。	危険物第 5 類 ...硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類、金属アジ化物等 この他に、顔料、トナー類、ピクリン酸等
2	引火性	液体、液体の混合物、固体が溶解または懸濁した液体であって、引火点が 70 未満のもの。	危険物第 4 類 ...特殊引火物、第 1 石油類（アセトン） この他に、塗料、ワニス、ラッカー等
3	可燃性	固体の物質または廃棄物（またはそれらの混合物）であって、通常の取り扱いや運搬等の条件下で燃焼しやすいもの、または摩擦により容易に燃焼しまたは発火するか発火を助けるもの。	危険物第 2 類 ...硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、アルミニウム粉、亜鉛粉、マグネシウム等
4	自然発火しやすい物質	固体または液体の物質または廃棄物（またはそれらの混合物）であって、通常の取り扱いや運搬等の条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため発火しやすいもの。	危険物第 3 類 ...アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、黄りん等 この他に、硝酸鉛、硫化鉄等
5	水と作用して引火性ガスを発生する物質	固体または液体の物質または廃棄物（またはそれらの混合物）であって、水との接触により自然発火しやすくなるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすいもの。	危険物第 3 類 ...カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、リチウム、カルシウム、バリウム、有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く）、金属の水素化物、金属のりん化合物、カルシウム及びアルミニウムの炭化物、塩素化けい素化合物等
6	酸化性	固体または液体の物質または廃棄物（またはそれらの混合物）であって、それ自体は必ずしも燃焼性はないが、酸素を発生することにより他の物質を燃焼させたり、熱・衝撃・摩擦等によって分解し他の物質の燃焼を助けたりするもの。	危険物第 1 類 ...塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物、亜塩素酸塩類、臭素酸塩類、硝酸塩類、よう素酸塩類、過マンガン酸塩類、重クロム酸塩類、過よう素酸塩類、過よう素酸、クロム・鉛・よう素の酸化物、亜硝酸塩類、次亜塩素酸塩類等 危険物第 6 類 ...過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

7	有機過酸化 物	2 価の-00-構造を持つ有機物質 または廃棄物で熱的に不安定な 物質であり、発熱を伴う加速的 な自己分解を行うもの。	危険物第 5 類の有機過酸化物
8	毒性ガスの 発生	空気、水、太陽光等の作用によ り危険な量の毒性ガスを発生し やすい物質または廃棄物。	有機・無機シアン化合物、硫化塩類、硫化物類、 塩化カルボニル類等
9	重合反応性	重合しやすい物質を含む廃棄 物。	スチレンモノマー、イソシアネート、ポリオール 等
10	腐食性	固体または液体の物質または廃 棄物（またはそれらの混合物） であって、化学作用により、生 体組織に接触した場合に重大な 傷害を生じる可能性のあるも の。漏洩した場合に他の物品を 著しく損傷もしくは破壊する可 能性のあるもの。	フッ酸・硝酸・硫酸・塩酸等の無機酸、酢酸・シ ュウ酸等の有機酸、水酸化ナトリウム等のアルカ リ、アクリル酸類、アリルアルコール、クレゾー ル等

別表 2 は、バーゼル条約附属書 や、当連合会発行の「産業廃棄物処理受委託時における  
情報提供及び排出の基準」に定める排出基準を基にして、廃棄物の有害性や危険性の観点か  
ら産業廃棄物であっても処理する上で情報が必要となるものを例示した。また、特別管理産  
業廃棄物の基準と整合性を持たせるために、「2 引火性」の項目において引火点を 70 未満  
と明示した。さらに、消防法の基準と整合性を持たせるために、対象物質の例は消防法第 2  
条及び別表第 1、同法施行令第 1 条を基本とした。

## 廃棄物情報の不足による不適正処理事例

原因物質の特性	原因物質	原因物質が含まれていた廃棄物	事故時の処理工程	事故概要
爆発性	スプレー缶	混合廃棄物	前処理	廃プラスチックを破砕したところ、スプレー缶が含まれていたため、発火した。
	アルコール	医療系廃棄物	焼却	感染性廃棄物をポリ容器密閉のまま焼却炉に投入したところ、アルコールが含まれていたため、爆発した。
引火性	トルエン系溶剤	汚泥	前処理	汚泥を混合していたところ、汚泥に付着していたトルエン系溶剤が発火した。
	シンナー	塗料	破砕	廃棄物中に塗料が含まれていたため、破砕中に発火した。
	揮発性の溶剤	スラッジ	前処理	スラッジの入ったドラムの蓋をガス切断していたところ、ドラムが引火・爆発し、作業員が負傷した。原因を調査した結果、揮発性の空きドラムを使用していたことが明らかになった。
可燃性	アルミニウム粉・水酸化ナトリウム	夾雑物	前処理	ペール缶に入った汚泥をヤードに出したところ、ヤード内の汚泥と接触し、発熱・発火した。原因を調査した結果、ペール缶中の汚泥にアルミニウム粉が含まれており、ヤード内の汚泥には水酸化ナトリウムの塊状物が含まれていて、接触により発熱したことが明らかになった。
	マグネシウム	汚泥	前処理	汚泥を混合していたところ、マグネシウム粉が混入していたため、汚泥の水分と反応して発火した。
自然発火性	硝酸鉛	廃薬品	破砕	廃薬品を容器ごと破砕中に、混入していた硝酸鉛が赤熱し、他の可燃性廃棄物に着火した。
	硫化鉄	汚泥	保管	汚泥を保管していたところ、硫化鉄が含まれていたため、発火した。
水との反応性	ナトリウム	廃油	保管	廃油を保管していたところ、ナトリウムが混入していたため、ピット内の水分と反応して発火した。
	リチウム化合物	廃電池 (IC基盤)	焼却	ICの基盤に組み込まれていたリチウム電池が、焼却炉への供給機内で他の廃棄物と反応して発火した。
酸化性	過酸化水素	廃液	運搬	過酸化水素を含む廃アルカリをタンクローリー車で運搬中、安定剤が含まれていなかったため、過酸化水素が分解してガスが発生し、ハッチが飛んで廃アルカリが飛散した。
有機過酸化物	有機過酸化物	廃液	運搬	廃液を運搬中、有機過酸化物が含まれていたため、反応して飛散した。
毒性ガスの発生	シアン化合物	廃液	収集	シアン化合物を含む廃アルカリを入れる容器に廃酸が付着していたため、有毒のシアン化水素ガスが発生した。
	シアン化合物	廃液	中和	廃アルカリを中和していたところ、突然ガスが発生したため、作業員が避難した。原因を調査した結果、廃液にシアン化合物が混入していたことが明らかになった。
	硫化ナトリウム	廃液	中和	アルカリ廃液を中和処理したところ、硫化ナトリウムが含まれていたため、硫化水素が発生した。
重合反応性	スチレン	廃油	保管	スチレンを保管中、自己反応によりドラムが破損し、周囲に飛散した。
腐食性	アリルアルコール	汚泥	荷下ろし	荷下ろし作業立合中、目の痛み感じたが我慢して作業を続け、終了後に眼科医に行き、角膜損傷と診断された。